－　隣接チャネルRF混信保護比のためにITU-R勧告BS.560
－　信頼性の値の計算のためにITU-R勧告P.842

911のテストポイントの集合（WARC HFBC-87において合意されたもの）が使用されるものとし、必要がある場合には地理的グリッドに基づいて補われるものとする。

ソフトウェアは、要求業務区域内の各テストポイントにおいて、所要波と干渉波の電界強度の値及びフェージングマージンを計算するものとする。

所要のRF信号対雑音比及びRF混信保護比は、それぞれ34dBと17dB（DSB対DSB、同一チャネルの場合）を初期値として使用者が選択できるものとする。デジタル発射の場合には、所要のRF信号対雑音比は、ITU-R勧告BS.1615の最新版に定められている。両立性分析のために無線通信局によって使用されるRF混信保護比の初期値は、決議第543（WRC-03）の附属書の第1節に示す。

両立性分析が行われる日は、使用者が選択できるものとする。初期値は以下のとおりである。

－　季節の始まりから半月後
－　季節の中間点
－　季節の終わりから半月前

これらの初期値は、両立性分析のために無線通信局によって使用されるものとする。

両立性分析が行われる時間は、使用者が選択できるものとする。初期値は以下のとおりである。

－　要求の開始時間から30分後
－　要求が終了する時間までの連続する毎正時の30分後

これらの初期値は、両立性分析のために無線通信局によって使用されるものとする。

ソフトウェア出力データ

要求実行の迅速な評価のために、ソフトウェアは以下を計算するものとする。

－　911のテストポイントの集合のうちの関連するテストポイントについての総合業務信頼性
－　911のテストポイントの集合のうちの関連するテストポイントについての総合区域信頼性

所定の要求についての所要信号及び干渉信号の地理的分布に関する情報を提供するために、付加的な結果がソフトウェアから得られるものとする。

－　911のテストポイントの集合のうちの関連するテストポイントについての総合回路信頼性の一覧

要求業務区域全体にわたって達成される包摂（カバレッジ）のグラフ表示が望ましい場合がある。これらの値は要求業務区域全体にわたる緯度及び経度の2°毎のテストポイントにおいて（供給されたソフトウェアを使用して使用者自身のコンピュータハードウェア上で）、使用者によって計算されることが必要となる。この値は、着色した又は陰影の入った10%ステップに縮小したピクセルの集合としてグラフ表示されるものとする。また、以下の事項に留意するものとする。

－　信頼性の値は、単一の周波数の使用に関するものである。
－　信頼性の値は、所要のRF信号対雑音比とRF混信保護比（双方とも使用者が選択可能）の関数である。
－　要求業務区域内の（911のテストポイントのうちの）テストポイントについての電界強度の値は、無線通信局によって計算されるものとする。提供されたソフトウェアは、これらのあらかじめ計算された電界強度の値並びに使用者が提供した所要の信号対雑音比及び信号対混信比の値に基づいて関連する信頼性の値を計算するものとする。
－　2°毎のテストポイントの電界強度の値は、提供されたソフトウェアを使用して使用者自身のコンピュータハードウェア上で計算されるものとする。提供されたソフトウェアは、これらの電界強度の値並びに使用者が提供した所要の信号対雑音比及び信号対混信比の値に基づいて関連する信頼性の値を計算するものとする。

改　　決議第539（WRC-15、改）　放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムによる第三地域の一部の国における2605-2655MHzの周波数帯の使用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　第三地域の一部の国々では、第5.418号の規定に基づき、2535-2655MHzの周波数帯は放送衛星業務（BSS）（音声）に分配されていること。
b）　決議第528(WRC-15、改)の規定に基づき、放送衛星業務（音声）のシステムによるこの周波数帯の使用は、現在、上限から25MHzまでの周波数帯に限定されていること。
c）　WRC-2000以前には、他の非静止衛星（non-GSO）又はGSO衛星通信網に対して、この周波数帯におけるnon-GSO放送衛星（音声）システムに適用される調整手続が存在しなかったこと。
d）　衛星技術は、現在では、大仰角で運用した場合、放送衛星業務（音声）のnon-GSOシステムが技術的にも経済的にも実現可能である段階にまで進歩してきたこと。また、放送衛星業務（音声）のnon-GSO衛星によるメインビーム外の輻射を低レベルに抑えることを確保するために使用可能な実用設計も存在していること。
e）　考慮事項 d)にいう放送衛星業務の衛星システムは、高品質で周波数効率の良い放送衛星業務（音声）を携帯及び移動端末に提供するために使用可能であること。
f）　第三地域の2630-2655MHzの周波数帯における放送衛星業務（音声）のnon-GSOシステムは、ITUに既に通告されており、近い将来の運用開始が見込まれていること。
g）　WRC-2000以前には、既存の地上業務の保護は、第9.11号に規定される調整手続により対応されていたこと。
h）　考慮事項 g)にいう規定は、この周波数帯における地上業務の将来の展開を確保するには不適切である可能性があること。
i）　non-GSOの放送衛星業務（音声）システムの開発及び導入に過度の制約を与えない一方で、既存の地上業務及び計画されている地上業務に十分な長期的保護を与えるという二重の目的に対応するためには、規制手続が必要であること。
j）　第三地域の2605-2655MHzの周波数帯における放送衛星業務（音声）では、長楕円軌道を有するnon-GSOシステムの運用が計画されていること。
k）　ITU-Rは、共に一次分配で地上業務と共用している同一周波数の幾つかの放送衛星システムから生ずるおそれのある混信の総計についての研究を行ってきたこと。
l）　ITU-Rは、長楕円軌道で運用しているnon-GSOシステム内では、いかなる時点においても能動衛星は1つのみであると仮定した研究を行ってきたこと。

以下を要請し、

1　この決議に従ってnon-GSOの放送衛星業務（音声）システムの運用を計画している主管庁は、例えば上記の考慮事項 d)にいうシステムなど、non-GSOの放送衛星業務（音声）の業務区域外の地上業務に対する混信を最小限にするシステムを設計する措置を執ること。
2　この決議に従ってnon-GSOの放送衛星業務（音声）システムの運用を計画している主管庁の領域に自身の領域が地理的に近く、相応して能動衛星に対する仰角が大きい主管庁は、non-GSOの放送衛星業務（音声）システムの運用を促進する措置を執ること。